

神戸市の景観施策

神戸市では、1978年（昭和53年）に「神戸市都市景観条例」を制定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進してきました。この条例は、神戸の恵まれた自然と海・坂・山という変化に富んだ地形を活かしながら、美しいまちなみの形成を図り、すべての人が住み続けたい、また訪れてみたいくなる魅力あふれる都市の実現をめざすものです。

その後、2004年（平成16年）6月に「景観法」が制定されて以降は、条例と景観法の両方を活用し、届出制度等を運用してきました。

2022年（令和4年）4月には、景観法に基づく景観計画区域を拡大し、届出制度を法に基づくものに一本化するなどの制度改正を行い、引き続き景観施策に取り組んでいます。

0. 神戸市の景観施策の変遷

1978年（昭和53年）に全国でも先駆けて神戸市都市景観条例を制定して以降、必要な改正等を行いながら施策を展開してきました。

■景観施策の変遷（主なもの）

1978年 10月 (昭和53年)	神戸市都市景観条例制定	
1982年 7月 (昭和57年)	神戸市都市景観形成基本計画策定	・ 条例に基づき、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにするものとして策定
1990年 3月 (平成2年)	神戸市都市景観条例一部改正	・ 都市景観形成地域等の指定対象の拡充 ・ 景観形成重要建築物等の指定制度の創設 ・ 景観形成市民協定制度の創設
2004年 3月 (平成16年) 5月	神戸市夜間景観形成基本計画策定 (景観法制定)	・ 夜間景観に関する基本計画
2006年 1月 (平成18年) 2月	神戸市都市景観条例一部改正 神戸市景観計画策定	・ 条例に基づく都市景観形成地域等を景観計画区域に移行 ・ 条例と景観法の両方を活用した届出制度等の運用開始
2021年 8月 (令和3年) 12月	神戸市都市景観形成基本計画改定 神戸市都市景観条例全部改正 神戸市景観計画を全面的に変更	・ 社会情勢の変化と景観行政の変遷をふまえ、当初基本計画を更新 ・ 条例と景観法の関係を整理 ・ 景観計画区域を拡大し、届出制度を法に基づくものに一本化

1. 景観計画区域における届出・協議・許可

神戸市では、これまで、神戸市都市景観条例に基づく地域・地区と景観法に基づく景観計画区域のそれぞれを指定し、両方の届出制度を運用してきましたが、市全域を景観計画区域に指定（人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づく「人と自然との共生ゾーン」は除きます）し、景観法に基づく制度に一本化しました（2022年（令和4年）4月1日施行）。

建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採で、地域・地区ごとに定められた届出対象行為に該当するものについては、あらかじめ届出が必要です。また、特に景観形成に大きな影響を与える行為については、届出に先立って、条例に基づく「景観デザイン協議」が必要です。

屋外広告物については、景観計画に定められた景観形成基準が、神戸市屋外広告物条例に基づく許可の基準となります。

1-1. 景観計画区域全域

景観計画区域全域に共通する景観形成方針や景観形成基準を定めています。

■建築物・工作物

建築物の建築等、準用工作物の建設等のうち、大規模な行為について、届出が必要です。

■屋外広告物

神戸市屋外広告物条例の規定により許可を要する広告物のうち、大規模なものに、景観計画で定めた景観形成基準が適用されます。



北野町山本通のまちなみ

1-2. 重点地域・重点地区

景観計画区域のうち、特に重点的に都市景観の形成を図る地域・地区です。地域・地区ごとに景観形成方針や景観形成基準を定めています。（景観計画区域全域における方針や基準も適用されます。）

■建築物・工作物

建築物の建築等（小規模な行為を除く）、準用工作物の建設等の行為について、届出が必要です。
※兵庫運河周辺都市景観形成地域の運河沿いエリア以外では、景観計画区域全域と同じ大規模な行為のみ届出が必要です。

※都市景観形成地域のうち、北野町山本通と岡本駅南では、一定規模以上の木竹の伐採も届出対象です。

■屋外広告物

神戸市屋外広告物条例の規定により許可を要する広告物のすべてに、景観計画で定めた景観形成基準が適用されます。

種類	名称
眺望景観形成地域	ポーアイしおさい公園
	元町1丁目交差点（大丸前）
	須磨海浜公園
	ビーナステラス
都市景観形成地域	北野町山本通
	旧居留地
	神戸駅・大倉山
	須磨・舞子海岸
	岡本駅南
	都心ウォーターフロント
	ハーバーランドゾーン
	波止場町・メリケンパークゾーン
	新港突堤西ゾーン
	震災復興記念公園周辺ゾーン
	HAT神戸ゾーン
	ポートアイランド西ゾーン
沿道景観形成地区	兵庫運河周辺
	税関線・三宮駅前
	南京町

2. 神戸らしい景観

2-1. 夜間景観

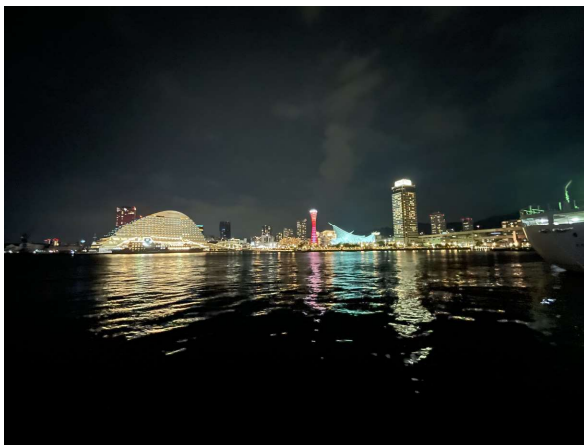
夜間景観は、海と山を背景とするまち、神戸にとって、都市景観の重要な側面の一つです。

神戸市では、2004年（平成16年）3月に「神戸市夜間景観形成基本計画」を策定（※）し、神戸らしい夜の景観形成を図る3つの基本目標と、景観をわかりやすく類型化した具体的な景観形成計画を設定しました。

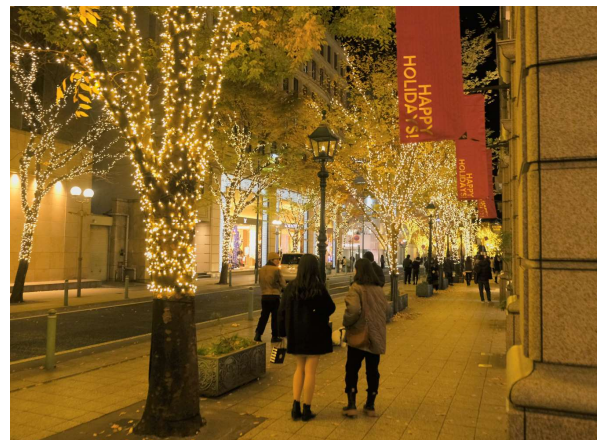
（※2021年（令和3年）8月に「神戸市都市景観形成基本計画」に統合しました。）

2012年（平成24年）3月には、神戸らしい夜間景観にさらに磨きをかけ、「デザイン都市・神戸」の都市ブランド力を高めるため、「神戸市夜間景観形成実施計画」を策定し、同計画を着実に実行するため、有識者や地域団体、事業者等で構成する「神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会」において、事業の具体化に向けた検討・調整を行っています。

また、地域団体と一緒に重点地区での夜間景観形成ガイドラインを策定するとともに、照明アドバイザーの派遣、照明整備等への助成を行い、地域団体や民間事業者による良好な夜間景観形成を支援しています。



新港第一突堤より



旧居留地地区・明石町筋

2-2. 眺望景観

■神戸らしい眺望景観50選.10選

変化に富んだ優れた眺望景観を保全・育成するため、市民公募により2008年（平成20年）2月に選定しました。

視点場に「針」をモチーフにしたサインを設置（15か所）するなど、ビューポイントからの眺めを神戸のまちの魅力として積極的に情報発信しています。

ビューポイントサイン
（東灘区・保久良神社）



■眺望景観形成地域

優れた眺望景観を保全・育成するため、「神戸らしい眺望景観50選.10選」の一部を眺望点として、景観計画において「眺望景観形成地域」を指定し、建築物、工作物、屋外広告物の形態やデザインの誘導を行っています。

※眺望景観形成地域については、1-2. 重点地域・地区参照



しおさい公園からの眺め

3. 市民主体の景観まちづくりの推進

3-1. 景観形成市民団体の認定

地域の身近な都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等を、神戸市都市景観条例に基づき「景観形成市民団体」として認定し、技術的支援や活動助成を行っています。現在、次の12団体を認定しています。

団体名	認定年月日
北野・山本地区をまもり、そだてる会	1981(S56).9.4
旧居留地連絡協議会	1985(S60).12.13
美しい街岡本協議会	1991(H3).7.25
南京町景観形成協議会	
トアロード地区まちづくり協議会	2002(H14).7.15
栄町通まちづくり懇談会	
新長田駅北地区東部いえなみ委員会	
魚崎郷まちなみ委員会	
三宮中央通りまちづくり協議会	2003(H15).9.12
神戸元町商店街まちなみ委員会	
有馬まちなみ景観委員会	2004(H16).3.26
もとまちハーバー懇談会	2008(H20).1.30



岡本版・屋外広告物
ルール&ガイドライン

3-2. 景観形成市民協定の認定

市民相互による都市景観の形成を目的とした協定を、神戸市都市景観条例に基づき「景観形成市民協定」として認定しています。現在、次の8協定を認定しています。

地区名	締結年月日	認定年月日
トアロード地区	1997(H9).4.28	1998(H10).10.1
新長田駅北地区東部	1998(H10).7.6	
栄町通	1998(H10).7.10	
魚崎郷地区	1998(H10).7.13	
三宮中央通り	2002(H14).9.27	2003(H15).9.12
神戸元町商店街	2003(H15).6.6	
有馬地区	2003(H15).12.17	2004(H16).3.26
ハーバーロード	2007(H19).11.16	2008(H20).1.30



有馬地区のまちなみ



4. 景観上重要な建造物等の指定

歴史的な建築物や地域のシンボルとなっている建築物など、都市景観の形成を図る上において重要な価値があると認める建築物等を指定し、その保全・活用を図ります。

基本的には、神戸市都市景観条例に基づく「神戸市指定景観資源（※）」の制度を活用しますが、必要に応じて、景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」の指定制度も活用します。

（※2022年(令和4年)4月1日に、「景観形成重要建築物等」の指定制度を名称変更しました。）

現在、「神戸市指定景観資源」として、近代建築物26件、茅葺民家12件、近世建築物1件、その他1件の計40件を指定しています。

■神戸市指定景観資源一覧

	名称	指定年月日		名称	指定年月日
近代01	神戸文学館	H12.3.29	茅葺01	Y家住宅	R1.5.28
近代02	神戸市文書館	H12.3.29	茅葺02	K家住宅	R1.5.28
近代03	神戸北野美術館	H12.3.29	茅葺03	I家住宅	R2.9.1
近代04	神戸市立博物館	H12.3.29	茅葺04	Y家住宅	R2.9.1
近代05	旧居留地38番館	H12.3.29	茅葺05	Y家住宅	R3.6.8
近代06	海岸ビル	H12.3.29	茅葺06	I家住宅	R3.6.8
近代07	海岸ビルテング	H12.3.29	茅葺07	T家住宅	R3.6.8
近代08	兵庫県公館	H12.3.29	茅葺08	N家住宅	R3.6.8
近代09	ファミリアホール	H12.3.29	茅葺09	T家住宅	R3.12.14
近代10	神戸市水の科学博物館	H12.3.29	茅葺10	Y家住宅	R4.7.12
近代11	石川ビル	H12.3.29	茅葺11	M家住宅	R6.1.16
近代12	神戸ハーバーランド煉瓦倉庫	H19.11.30	茅葺12	R家住宅	R8.5.7
近代13	デザイン・クリエイティブセンター神戸	H23.3.11	近世01	K家住宅	R5.8.1
近代15	T家住宅	H23.10.28	和風01	橋乃家本館	R7.8.26
近代16	ロイ・スミス館	H24.12.3	和風02	旧池本家住宅	R7.9.16
近代17	新港貿易会館	H26.3.18	その他01	烏原貯水池	R7.8.26
近代18	みなと異人館	H26.3.18			
近代19	後藤家住宅	H26.12.17			
近代20	O家住宅	H28.2.2			
近代21	旧ドレウエル邸（ラインの館）	H28.6.1			
近代22	N家住宅	R1.5.28			
近代23	旧小寺家別荘	R2.9.1			
近代24	H家住宅	R2.9.1			
近代25	東天閣	R8.5.7			



旧居留地38番館



デザイン・クリエイティブ
センター神戸 (KIITO)



旧ドレウエル邸
(ラインの館)



Y家住宅 (茅葺01)

5. 助成・普及啓発

市民の景観に対する理解と意識を高めいただくため、まちなみの形成に対する景観形成助成や、神戸市都市デザイン賞などの普及啓発活動を実施しています。